

難病患者支援事業について

■事業の概要

難病患者支援事業の一環として実施している難病患者拠点事業(難病患者支援センター事業)は、難病支援に関する経験が豊富な専門職を備え、難病患者の様々な相談に対応している。平成24年度から健康福祉プラザ内に開設し、専門のノウハウを備えた特定疾患研究会に運営を委託している。

■現状と課題

1. 難病患者支援センター相談件数の増加

市内の難病患者数は毎年増加し、5年前に比べ3,600人余り、1.7倍に増大している。さらに、27年1月の難病法の施行に伴い医療費助成の対象疾病が56疾患から306疾患に拡大されたことから、今後さらに患者数の増加が見込まれる。

これに伴い、難病患者の相談支援を受託する難病患者支援センターの業務量も急速に増大し、平成26年度以降センターの相談件数は大きく増加し、センターの業務体制の整備は急務となっている。

◎特定医療費(指定難病)受給者数

単位：人

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度推計※1
受給者数	5,102	5,857	6,097	6,393	7,165	8,719

※1：27年1/1～10/2までの受給者証交付者数(6,569人)から1年分を積算。

◎難病患者支援センター相談件数

単位：人

年度	25年度	26年度	27年度推計※2
相談件数	64	283	540

※2：27年4～7月の相談件数(180件)から1年分を積算

2. 小児慢性特定疾病自立支援員の設置

平成27年1月、難病法の施行とともに、児童福祉法が改正され、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の必須事業の1つとして、都道府県、指定都市等に対し小児慢性特定疾病児童自立支援員の設置が義務付けられた。自立支援員は、疾病児童の地域での各種支援策の活用について関係機関との調整や自立に向けた計画策定の支援やフォローアップ等を担うものであり、その設置が急務となっている。

■対 応

難病患者支援センターの相談機能を充実するため、専門の相談員1人の増員を図るとともに、あわせて、難病患者への支援に関する専門的な経験、ノウハウを備えた同センターに、自立支援員1名を設置することで、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の効率的な実施を図る。

そのための経費として、難病患者支援センター事業の委託料に、計2人分の専門職員の人件費を増額要求する。

■事業費

費目：衛生費／公衆衛生費／疾病対策予防費 難病患者支援事業

単位：千円

年度	27年度予算額	28年度要求額	対前年度増加額
難病患者支援事業	28,768	38,392	9,624
うち難病患者拠点事業 (難病患者支援センター委託料)	17,623	27,031	※9,408

※人件費増額分：相談員1人4,704千円＋自立支援員1人4,704千円(ともに保健師相当)
→9,408千円